

No.	資料名	頁	行数	項目	訂正前	訂正後
1	募集要項	—	—	表紙	令和7年1月	令和7年1月 (令和7年7月更新)
2	募集要項	—	—	■用語の定義 大規模修繕	<u>以下に記載の内容をいう。</u> なお、本施設(国)では、原則事業期間内に発生することを想定していないが、発生した場合は事業対象外として国が実施する。 本施設(市)においては、事業対象外として市が実施する。 (建築):建物(内装・外構等を含む)の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいう。 (土木):舗装の補修(オーバーレイ工法といった、舗装の回復、強化を行う工法)、区画線・標識等の全面・全数に対して行う修繕をいう。 (電気):機器、配線の全面的な更新を行う修繕をいう。 (機械):機器、配管の全面的な更新を行う修繕をいう。 ※「修繕」とは、劣化した部位・部材、又は機器の性能・機能を原状(初期の水準)又は実用上支障のない状態まで回復させること(更新を含む)。	長期修繕計画において設定した更新周期における修繕を含め、全面的に行う修繕を大規模修繕として区分することを原則とする。更新周期を迎えるまでに不具合や故障が起きた際に行う部分的な修繕を、経常修繕として区分する。 なお、本施設(国)では、原則事業期間内に発生することを想定していないが、発生した場合は事業対象外として国が実施する。 本施設(市)においては、事業対象外として市が実施する。 <u>具体例としては、以下に記載の修繕をいう。</u> (建築):建物(内装・外構等を含む)の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいう。 (土木):舗装の補修(オーバーレイ工法といった、舗装の回復、強化を行う工法)、区画線・標識等の全面・全数に対して行う修繕をいう。 (電気):機器、配線の全面的な更新を行う修繕をいう。 (機械):機器、配管の全面的な更新を行う修繕をいう。 ※「修繕」とは、劣化した部位・部材、又は機器の性能・機能を原状(初期の水準)又は実用上支障のない状態まで回復させること(更新を含む)。 <u>※車路については、不具合が出た場合の部分的な補修(アスファルト舗装の場合、アスファルト補修材を埋める等)は、経常修繕として扱う。さらに劣化が進んだ場合における広範囲の補修(切削オーバーレイ等)は、大規模修繕として扱う。</u>
3	募集要項	1	18	1.(2) 契約担当官等	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 長谷川 朋弘	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 齋藤 博之
4	募集要項	3	15	2.1.(3) 公共施設等の管理者	(本事業について国土交通大臣の事務を分掌する者 近畿地方整備局長 長谷川 朋弘)	(本事業について国土交通大臣の事務を分掌する者 近畿地方整備局長 齋藤 博之)
5	募集要項	6	18	2.1.(10)a) 内装整備に係る費用負担	国の支払う内装整備費等の参考規模(※2)は 1,406,551千円程度 (10%の消費税相当額を含む)を想定している。 提出された 金額は、1,406,551千円を超えてはならないものとする。 ただし 、維持管理・運営費に係る費用負担の削減に資する提案は、内装整備費の変更協議の対象とする。詳細は、特定事業契約書(案)の別紙4「サービス対価の算定及び支払方法」に示す。	国の支払う内装整備費等の参考規模は、 再開発ビル(雲井5)の工事進捗に合わせてC工事の一部をA工事相当に移行したことを踏まえ、1,059,048千円 (10%の消費税相当額を含む)を想定している。 なお、参考規模を超える金額を提案する場合は、優先交渉権者選定後すぐに算定根拠の説明資料を提出の上、国と協議すること。ただし、提案金額は、1,406,551千円を超えてはならないものとする。 なお 、維持管理・運営費に係る費用負担の削減に資する提案は、内装整備費の変更協議の対象とする。 詳細は、特定事業契約書(案)の別紙4「サービス対価の算定及び支払方法」に示す。
6	募集要項	6	27	2.1.(10)a) 内装整備に係る費用負担	(※2)再開発ビル(雲井5)A工事との区分について引き続き再開発会社等と協議中であるため、参考規模については競争的対話後に変更する可能性がある。	削除
7	募集要項	8	10	2.1.(12)a)① 内装整備業務	注1 C工事については 、再開発ビル(雲井5)の工事進捗に合わせて、 一部を A工事相当に移行 する場合がある。移行する場合においても 資産区分は国とし、特定車両停留施設(国)の指定及び運営権(国)を設定する想定である。	注1 再開発ビル(雲井5)の工事進捗に合わせて、 C工事 をA工事相当に移行 した範囲については 、資産区分は国とし、特定車両停留施設(国)の指定及び運営権(国)を設定する想定である。
8	募集要項	15	26	3.2.(1) 応募者の構成 エ	エ 本事業に係る業務は、SPCから応募企業、構成企業又は協力企業にのみ委託することができ、参加表明書において、応募企業、構成企業及び協力企業の企業名と、それぞれが携わる業務を明記するものとする。	エ 本事業に係る業務は、SPCから応募企業、構成企業又は協力企業にのみ委託することができ、参加表明書において、応募企業、構成企業及び協力企業の企業名と、それぞれが携わる業務を明記するものとする。 ただし、利便増進事業に限り、個別事業(※)毎に応募企業、構成企業又は協力企業以外の第三者に対して委託することができる。
9	募集要項	15	31	3.2.(1) 応募者の構成 カ	カ 参加表明書の提出以降、応募企業、代表企業及び構成員の変更は認めない。	カ 参加表明書の提出以降、 特定事業契約締結及び実施契約締結まで 、応募企業、代表企業及び構成員の変更は認めない。
10	募集要項	16	2	3.2.(1) 応募者の構成	—	(※)自動販売機の設置・運営やコインロッカーの設置・運営といった利便増進事業を構成する個々の事業をいう。
11	募集要項	22	18	3.2.(3)a)③工事監理企業 キ(ウ)	なお、工事監理者と各監理主任技術者の兼務 は認めるが 、各監理主任技術者間の兼務 は認めない 。	なお、工事監理者と各監理主任技術者の兼務 及び 各監理主任技術者間の兼務 を認める 。
12	(募集要項)資料1 特定事業契約書(案)	—	—	表紙	令和7年1月	令和7年1月 (令和7年7月更新)
13	(募集要項)資料1 特定事業契約書(案)	38	3	第75条1	1 国は、事業者と協議して合意により定めた長期修繕計画書を参考に、本施設(国)について、国が使用状況等を踏まえ、 妥当であると判断した場合 、事業者に通知の上、大規模修繕を実施することができる。	1 国は、事業者と協議して合意により定めた長期修繕計画書を参考に、本施設(国)について、国が使用状況等を踏まえ 妥当であると判断した場合 、 要求水準書に定める手続を行い 、事業者に通知の上 で 、大規模修繕を実施することができる。

No.	資料名	頁	行数	項目	訂正前	訂正後
14	(募集要項)資料1 特定事業契約書(案)	39	18	第81条	3 事業者は、新バスターミナル利便増進事業の実施にあたり、道路法第32条の規定に基づき国の許可を受けた上で、新バスターミナル(Ⅰ期)内に利便施設(国)を整備することができる。道路法第32条の規定に基づき国の許可を受けた場合において、国が道路法第39条第1項に基づく占用料を設定した場合は、事業者は設定された占用料を道路法の規定に基づき支払うものとする ¹ 。	3 事業者は、 <u>新バスターミナル利便増進事業を一括して第三者に委託し又は請け負わせることはできないが、個別事業毎を第三者に委託し又は請け負わせることができる。</u> 4 事業者は、 <u>前項に基づき個別事業毎を第三者に委託し又は請け負わせる場合、暴力団員等のいずれかに該当する者その他国が不適切と認める者に対しては委託せず又は請け負わせないものとする。</u> 5 事業者は、 <u>第三者への個別事業毎の委託又は請負に関する一切の責任を負い、第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして事業者が責任を負う。</u> 6 国は、 <u>事業者もしくは新バスターミナル利便増進事業実施企業が業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせた場合において、必要があると認めるときは、事業者に対して、第三者の名称、第三者との契約金額その他必要な事項の報告を請求することができる。</u> 7 事業者は、新バスターミナル利便増進事業の実施にあたり、道路法第32条の規定に基づき国の許可を受けた上で、新バスターミナル(Ⅰ期)内に利便施設(国)を整備することができる。道路法第32条の規定に基づき国の許可を受けた場合において、国が道路法第39条第1項に基づく占用料を設定した場合は、事業者は設定された占用料を道路法の規定に基づき支払うものとする ¹ 。
15	(募集要項)資料1 特定事業契約書(案)	44	25	第86条8	<u>8 前各項の規定にかかわらず、代表企業を変更することはできない。</u>	削除
16	(募集要項)資料1 特定事業契約書(案) 別紙2 定義集	2	29	別紙2 定義集(32)	(32)「業務委託先」とは、各業務の全部又は一部を事業者から直接受託し又は請け負う代表企業、構成企業、協力企業をいう。	(32)「業務委託先」とは、各業務の全部又は一部を事業者から直接受託し又は請け負う代表企業、構成企業、協力企業 <u>等</u> をいう。
17	(募集要項)資料1 特定事業契約書(案) 別紙2 定義集	3	27	別紙2 定義集(51)	—	(51)「 <u>個別事業</u> 」とは、 <u>自動販売機の設置・運営やコインロッカーの設置・運営といった利便増進事業を構成する個々の事業をいう。</u>
18	(募集要項)資料1 特定事業契約書(案) 別紙2 定義集	—	—	別紙2 定義集	—	上記の追加に伴い、()内番号を修正
19	(募集要項)資料1 特定事業契約書(案) 別紙4 サービス対価 の算定及び支払方法	—	—	表紙	令和7年1月	令和7年1月 (<u>令和7年7月更新</u>)
20	(募集要項)資料1 特定事業契約書(案) 別紙4 サービス対価 の算定及び支払方法	4	11	4.(1)基本的な考え方	この見直しは、物価変動、技術革新等に伴って明らかに費用が減じる場合を含め、公共施設等運営事業に基づく民間の資金及びノウハウの有効な活用と、国民の負担を原資とする国の適正な経費負担の双方の観点に十分留意して、国及び事業者が協議して行う。	この見直しは、物価変動、技術革新等に伴って明らかに費用が減じる場合を含め、公共施設等運営事業に基づく民間の資金及びノウハウの有効な活用と、国民の負担を原資とする国の適正な経費負担の双方の観点に十分留意して、国及び事業者が協議して行う。 <u>提案時の想定収入を大幅に上回った場合は、利益の一部還元(維持管理・運営に係るサービス購入料の減額、本事業への再投資等)について、事業者努力に十分配慮した上で、国及び事業者が協議する。</u>
21	(募集要項)資料1 特定事業契約書(案) 別紙5 需要変動に基づく調整	—	—	表紙	令和7年1月	令和7年1月 (<u>令和7年7月更新</u>)
22	(募集要項)資料1 特定事業契約書(案) 別紙5 需要変動に基づく調整	1	10	1.基本的な考え方	なお、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)第2条に基づき、1円未満の端数を処理する。	なお、 <u>事業者はバスターミナル運営等事業収入の増加に向けて、バスターミナルの空き時間の有効的な活用などバスターミナルの利用促進に資する方策に努めること。</u> <u>端数処理については、</u> 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)第2条に基づき、1円未満の端数を処理する。
23	(募集要項)資料1 特定事業契約書(案) 別紙5 需要変動に基づく調整	1	17	2.1.基準収入の設定	基準収入は、事業者から提案された当該年度の新バスターミナル運営等事業と三宮バスターミナル運営等事業における収入(以下「バスターミナル運営等事業収入」)(<u>除く</u> 維持管理・運営に係るサービス購入料 <u>等</u>)をもとに、国及び市と事業者の協議によって、供用開始までに設定する。基準収入には、利便増進事業の収入は見込まない。	基準収入は、事業者から提案された当該年度の新バスターミナル運営等事業と三宮バスターミナル運営等事業における収入(以下「バスターミナル運営等事業収入」)(<u>停留料金収入のみを対象とし</u> 、維持管理・運営に係るサービス購入料、 <u>その他収入は除く</u>)をもとに、国及び市と事業者の協議によって、供用開始までに設定する。基準収入には、利便増進事業の収入は見込まない。
24	(募集要項)資料1 特定事業契約書(案) 別紙5 需要変動に基づく調整	1	26	2.2.(1)適用条件	各事業年度のバスターミナル運営等事業収入(<u>除く維持管理・運営に係るサービス購入料等</u>)実績が、当該年度の基準収入より <u>5.0</u> %を超えて上回った場合に、プロフィットシェアを適用する。	各事業年度のバスターミナル運営等事業収入実績が、当該年度の基準収入より <u>2.5</u> %を超えて上回った場合に、プロフィットシェアを適用する。
25	(募集要項)資料1 特定事業契約書(案) 別紙5 需要変動に基づく調整	1	—	【プロフィットシェアの適用条件】	$P_n - P_{0n} > P_{0n} \times 0.05$ P_n :n期のバスターミナル運営等事業収入(<u>除く維持管理・運営に係るサービス購入料等</u>)実績※ P_{0n} :n期の基準収入	$P_n - P_{0n} > P_{0n} \times 0.025$ P_n :n期のバスターミナル運営等事業収入実績※ P_{0n} :n期の基準収入
26	(募集要項)資料1 特定事業契約書(案) 別紙5 需要変動に基づく調整	2	3	2.2.(2)プロフィットシェア金額 の算定方法	<u>5.0</u> %以内の上回った収入相当額については、事業者の帰属とする。 <u>5.0</u> %を超えて上回った収入相当額については、当該超過部分の <u>50</u> %が事業者に帰属し、 <u>50</u> %がプロフィットシェア金額として、国及び市に還元されるものとする。プロフィットシェア金額のうち、国及び市への配分割合は国及び市の協定によって決定し、事業者に通知する。	<u>2.5</u> %以内の上回った収入相当額については、事業者の帰属とする。 <u>2.5</u> %を超えて上回った収入相当額については、当該超過部分の <u>1/3</u> が事業者に帰属し、 <u>2/3</u> がプロフィットシェア金額として、国及び市に還元されるものとする。プロフィットシェア金額のうち、国及び市への配分割合は国及び市の協定によって決定し、事業者に通知する。

No.	資料名	頁	行数	項目	訂正前	訂正後
27	(募集要項)資料1 特定事業契約書(案) 別紙5 需要変動に基づく調整	2	—	【プロフィットシェア金額の算 定方法】	n期のプロフィットシェア金額 = {Rn－(R0n× <u>1.05</u>)} × <u>0.5</u> Rn:n期の、算定対象の収入の実績値 R0n:n期の、算定対象の収入の計画値 (算定対象の収入は、バスターミナル運営等事業収入(除く維持管理・運営に係るサービス購入料等)である。ただし「2.4 算定対象の見直しについて」のとおり、運営業務開始後に協議する。)	n期のプロフィットシェア金額 = {Rn－(R0n× <u>1.025</u>)} × <u>2/3</u> Rn:n期の、算定対象の収入の実績値 R0n:n期の、算定対象の収入の計画値 (算定対象の収入は、バスターミナル運営等事業収入である。ただし「2.4算定対象の見直しについて」のとおり、運営業務開始後に協議する。)
28	(募集要項)資料1 特定事業契約書(案) 別紙5 需要変動に基づく調整	2	14	2.3.(1)適用条件	各事業年度のバスターミナル運営等事業収入(除く維持管理・運営に係るサービス購入料等)実績が、当該年度の基準収入より <u>5.0</u> %を超えて下回った場合に、ロスシェアを適用する。	各事業年度のバスターミナル運営等事業収入実績が、当該年度の基準収入より <u>2.5</u> %を超えて下回った場合に、ロスシェアを適用する。
29	(募集要項)資料1 特定事業契約書(案) 別紙5 需要変動に基づく調整	2	—	【ロスシェアの適用条件】	P0n－Pn > P0n× <u>0.05</u> Pn:n期のバスターミナル運営等事業収入(除く維持管理・運営に係るサービス購入料等)実績※ P0n:n期の基準収入	P0n－Pn > P0n× <u>0.025</u> Pn:n期のバスターミナル運営等事業収入実績※ P0n:n期の基準収入
30	(募集要項)資料1 特定事業契約書(案) 別紙5 需要変動に基づく調整	2	22	2.3.(2)ロスシェア金額の算定 方法	<u>5.0</u> %以内の下回った収入相当額については、事業者の帰属とする。 <u>5.0</u> %を超えて下回った収入相当額については、当該不足部分の <u>50</u> %は事業者が負担し、 <u>50</u> %がロスシェア金額として、国及び市により補填されるものとする。ロスシェア金額のうち、国及び市の配分割合は国及び市の協定によって決定し、事業者に通知する。	<u>2.5</u> %以内の下回った収入相当額については、事業者の負担とする。 <u>2.5</u> %を超えて下回った収入相当額については、当該不足部分の <u>1/3</u> は事業者が負担し、 <u>2/3</u> がロスシェア金額として、国及び市により補填されるものとする。ロスシェア金額のうち、国及び市の配分割合は国及び市の協定によって決定し、事業者に通知する。
31	(募集要項)資料1 特定事業契約書(案) 別紙5 需要変動に基づく調整	3	—	【ロスシェア金額の算定方法】	n期のロスシェア金額 = {(C0n× <u>0.95</u>)－Cn} × <u>0.5</u> Cn:n期の、算定対象の収入の実績値 C0n:n期の、算定対象の収入の計画値 (算定対象の収入は、バスターミナル運営等事業収入(除く維持管理・運営に係るサービス購入料等)である。ただし「2.4 算定対象の見直しについて」のとおり、運営業務開始後に協議する。)	n期のロスシェア金額 = {(C0n× <u>0.975</u>)－Cn} × <u>2/3</u> Cn:n期の、算定対象の収入の実績値 C0n:n期の、算定対象の収入の計画値 (算定対象の収入は、バスターミナル運営等事業収入である。ただし「2.4算定対象の見直しについて」のとおり、運営業務開始後に協議する。)
32	(募集要項)資料1 特定事業契約書(案) 別紙5 需要変動に基づく調整	3	9	2.3.(4) ロスシェア適用後の対応	—	(4) ロスシェア適用後の対応 ロスシェアを適用した場合、事業者はバスターミナル運営等事業収入の増加に向けた今後の方策について国及び市と協議すること。
33	(募集要項)資料1 特定事業契約書(案) 別紙5 需要変動に基づく調整	3	14	2.4.算定対象の見直しについて	プロフィットシェア金額の算定対象(Rn、R0n)及びロスシェア金額の算定対象(Cn、C0n)について、運営業務開始時点ではバスターミナル運営等事業収入(除く維持管理・運営に係るサービス購入料等)とし、利便増進事業の収入を含まない。	プロフィットシェア金額の算定対象(Rn、R0n)及びロスシェア金額の算定対象(Cn、C0n)について、運営業務開始時点ではバスターミナル運営等事業収入とし、利便増進事業の収入を含まない。
34	(募集要項)資料2 実施契約書(案)	—	—	表紙	令和7年1月	令和7年1月 (令和7年7月更新)
35	(募集要項)資料2 実施契約書(案)	24	6	第75条1	1 市は、事業者が作成し、市の事前承認を得た長期修繕計画書を参考に、本施設(市)について、市が使用状況等を踏まえ、妥当であると判断した場合、事業者に通知の上、大規模修繕を実施することができる。	1 市は、事業者が作成し、市の事前承認を得た長期修繕計画書を参考に、本施設(市)について、市が使用状況等を踏まえ妥当であると判断した場合、 <u>要求水準書に定める手続を行い、</u> 事業者に通知の上で、大規模修繕を実施することができる。
36	(募集要項)資料2 実施契約書(案)	25	22	第81条	<u>3</u> 事業者は、三宮バスターミナル利便増進事業の実施にあたり、道路法第32条の規定及び神戸市道路占用規則に基づき市の許可を受けた上で、三宮バスターミナル内に利便施設(市)を整備することができる。市が道路法第39条第1項及び同条第2項並びに神戸市道路占用料条例(昭和44年3月31日条例第42号)第2条に基づく占用料を設定した場合は、事業者は設定された占用料を神戸市道路占有料条例第3条の規定に基づき支払うものとする ¹ 。	<u>3 事業者は、三宮バスターミナル利便増進事業を一括して第三者に委託し又は請け負わせることはできないが、個別事業毎を第三者に委託し又は請け負わせることができる。</u> <u>4 事業者は、前項に基づき個別事業毎を第三者に委託し又は請け負わせる場合、暴力団員等のいずれかに該当する者その他市が不適切と認める者に対しては委託せず又は請け負わせないものとする。</u> <u>5 事業者は、第三者への個別事業毎の委託又は請負に関する一切の責任を負い、第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして事業者が責任を負う。</u> <u>6 市は、事業者もしくは三宮バスターミナル利便増進事業実施企業が業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせた場合において、必要があると認めるときは、事業者に対して、第三者の名称、第三者との契約金額その他必要な事項の報告を請求することができる。</u> <u>7 事業者は、三宮バスターミナル利便増進事業の実施にあたり、道路法第32条の規定及び神戸市道路占用規則に基づき市の許可を受けた上で、三宮バスターミナル内に利便施設(市)を整備することができる。市が道路法第39条第1項及び同条第2項並びに神戸市道路占用料条例(昭和44年3月31日条例第42号)第2条に基づく占用料を設定した場合は、事業者は設定された占用料を神戸市道路占有料条例第3条の規定に基づき支払うものとする¹。</u>
37	(募集要項)資料2 実施契約書(案)	30	15	第86条8	<u>8 前各項の規定にかかわらず、代表企業を変更することはできない。</u>	削除
38	(募集要項)資料2 実施契約書(案) 別紙1 定義集	—	—	別紙1 定義集	—	ページ番号を挿入

No.	資料名	頁	行数	項目	訂正前	訂正後
39	(募集要項)資料2 実施契約書(案) 別紙1 定義集	2	15	別紙1 定義集(25)	(25)「業務委託先」とは、各業務の全部又は一部を事業者から直接受託し又は請け負う代表企業、構成企業、協力企業をいう。	(25)「業務委託先」とは、各業務の全部又は一部を事業者から直接受託し又は請け負う代表企業、構成企業、協力企業等をいう。
40	(募集要項)資料2 実施契約書(案) 別紙1 定義集	3	2	別紙1 定義集(39)	—	(39)「個別事業」とは、自動販売機の設置・運営やコインロッカーの設置・運営といった利便増進事業を構成する個々の事業をいう。
41	(募集要項)資料2 実施契約書(案) 別紙1 定義集	—	—	別紙1 定義集	—	上記の追加に伴い、()内番号を修正
42	(募集要項)資料2 実施契約書(案) 別紙3 需要変動に基づく調整	—	—	表紙	令和7年1月	令和7年1月 (令和7年7月更新)
43	(募集要項)資料2 実施契約書(案) 別紙3 需要変動に基づく調整	1	10	1.基本的な考え方	なお、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)第2条に基づき、1円未満の端数を処理する。	なお、事業者はバスターミナル運営等事業収入の増加に向けて、バスターミナルの空き時間の有効的な活用などバスターミナルの利用促進に資する方策に努めること。 端数処理については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)第2条に基づき、1円未満の端数を処理する。
44	(募集要項)資料2 実施契約書(案) 別紙3 需要変動に基づく調整	1	17	2.1.基準収入の設定	基準収入は、事業者から提案された当該年度の新バスターミナル運営等事業と三宮バスターミナル運営等事業における収入(以下「バスターミナル運営等事業収入」)(除く維持管理・運営に係るサービス購入料等)をもとに、国及び市と事業者の協議によって、供用開始までに設定する。基準収入には、利便増進事業の収入は見込まない。	基準収入は、事業者から提案された当該年度の新バスターミナル運営等事業と三宮バスターミナル運営等事業における収入(以下「バスターミナル運営等事業収入」)(停留料金収入のみを対象とし、維持管理・運営に係るサービス購入料、その他収入は除く)をもとに、国及び市と事業者の協議によって、供用開始までに設定する。基準収入には、利便増進事業の収入は見込まない。
45	(募集要項)資料2 実施契約書(案) 別紙3 需要変動に基づく調整	1	26	2.2.(1)適用条件	各事業年度のバスターミナル運営等事業収入(除く維持管理・運営に係るサービス購入料等)実績が、当該年度の基準収入より5.0%を超えて上回った場合に、プロフィットシェアを適用する。	各事業年度のバスターミナル運営等事業収入実績が、当該年度の基準収入より2.5%を超えて上回った場合に、プロフィットシェアを適用する。
46	(募集要項)資料2 実施契約書(案) 別紙3 需要変動に基づく調整	1	—	【プロフィットシェアの適用条件】	$P_n - P_{0n} > P_{0n} \times 0.05$ P_n :n期のバスターミナル運営等事業収入(除く維持管理・運営に係るサービス購入料等)実績※ P_{0n} :n期の基準収入	$P_n - P_{0n} > P_{0n} \times 0.025$ P_n :n期のバスターミナル運営等事業収入実績※ P_{0n} :n期の基準収入
47	(募集要項)資料2 実施契約書(案) 別紙3 需要変動に基づく調整	2	3	2.2.(2)プロフィットシェア金額の算定方法	5.0%以内の上回った収入相当額については、事業者の帰属とする。 5.0%を超えて上回った収入相当額については、当該超過部分の50%が事業者に帰属し、50%がプロフィットシェア金額として、国及び市に還元されるものとする。プロフィットシェア金額のうち、国及び市への配分割合は国及び市の協定によって決定し、事業者に通知する。	2.5%以内の上回った収入相当額については、事業者の帰属とする。 2.5%を超えて上回った収入相当額については、当該超過部分の1/3が事業者に帰属し、2/3がプロフィットシェア金額として、国及び市に還元されるものとする。プロフィットシェア金額のうち、国及び市への配分割合は国及び市の協定によって決定し、事業者に通知する。
48	(募集要項)資料2 実施契約書(案) 別紙3 需要変動に基づく調整	2	—	【プロフィットシェア金額の算定方法】	n期のプロフィットシェア金額 = $\{R_n - (R_{0n} \times 1.05)\} \times 0.5$ R_n :n期の、算定対象の収入の実績値 R_{0n} :n期の、算定対象の収入の計画値 (算定対象の収入は、バスターミナル運営等事業収入(除く維持管理・運営に係るサービス購入料等)である。ただし「2.4 算定対象の見直しについて」のとおり、運営業務開始後に協議する。)	n期のプロフィットシェア金額 = $\{R_n - (R_{0n} \times 1.025)\} \times 2/3$ R_n :n期の、算定対象の収入の実績値 R_{0n} :n期の、算定対象の収入の計画値 (算定対象の収入は、バスターミナル運営等事業収入である。ただし「2.4算定対象の見直しについて」のとおり、運営業務開始後に協議する。)
49	(募集要項)資料2 実施契約書(案) 別紙3 需要変動に基づく調整	2	14	2.3.(1)適用条件	各事業年度のバスターミナル運営等事業収入(除く維持管理・運営に係るサービス購入料等)実績が、当該年度の基準収入より5.0%を超えて下回った場合に、ロスシェアを適用する。	各事業年度のバスターミナル運営等事業収入実績が、当該年度の基準収入より2.5%を超えて下回った場合に、ロスシェアを適用する。
50	(募集要項)資料2 実施契約書(案) 別紙3 需要変動に基づく調整	2	—	【ロスシェアの適用条件】	$P_{0n} - P_n > P_{0n} \times 0.05$ P_n :n期のバスターミナル運営等事業収入(除く維持管理・運営に係るサービス購入料等)実績※ P_{0n} :n期の基準収入	$P_{0n} - P_n > P_{0n} \times 0.025$ P_n :n期のバスターミナル運営等事業収入実績※ P_{0n} :n期の基準収入
51	(募集要項)資料2 実施契約書(案) 別紙3 需要変動に基づく調整	2	22	2.3.(2)ロスシェア金額の算定方法	5.0%以内の下回った収入相当額については、事業者の帰属とする。 5.0%を超えて下回った収入相当額については、当該不足部分の50%は事業者が負担し、50%がロスシェア金額として、国及び市により補填されるものとする。ロスシェア金額のうち、国及び市の配分割合は国及び市の協定によって決定し、事業者に通知する。	2.5%以内の下回った収入相当額については、事業者の負担とする。 2.5%を超えて下回った収入相当額については、当該不足部分の1/3は事業者が負担し、2/3がロスシェア金額として、国及び市により補填されるものとする。ロスシェア金額のうち、国及び市の配分割合は国及び市の協定によって決定し、事業者に通知する。
52	(募集要項)資料2 実施契約書(案) 別紙3 需要変動に基づく調整	3	—	【ロスシェア金額の算定方法】	n期のロスシェア金額 = $\{(C_{0n} \times 0.95) - C_n\} \times 0.5$ C_n :n期の、算定対象の収入の実績値 C_{0n} :n期の、算定対象の収入の計画値 (算定対象の収入は、バスターミナル運営等事業収入(除く維持管理・運営に係るサービス購入料等)である。ただし「2.4 算定対象の見直しについて」のとおり、運営業務開始後に協議する。)	n期のロスシェア金額 = $\{(C_{0n} \times 0.975) - C_n\} \times 2/3$ C_n :n期の、算定対象の収入の実績値 C_{0n} :n期の、算定対象の収入の計画値 (算定対象の収入は、バスターミナル運営等事業収入である。ただし「2.4算定対象の見直しについて」のとおり、運営業務開始後に協議する。)

No.	資料名	頁	行数	項目	訂正前	訂正後
53	(募集要項)資料2 実施契約書(案) 別紙3 需要変動に基 づく調整	3	9	2.3.(4) ロスシェア適用後の対 応	—	(4) ロスシェア適用後の対応 ロスシェアを適用した場合、事業者はバスターミナル運営等事業収入の増加に向けた今後の方策 について国及び市と協議すること。
54	(募集要項)資料2 実施契約書(案) 別紙3 需要変動に基 づく調整	3	14	2.4.算定対象の見直しについ て	プロフィットシェア金額の算定対象(Rn、R0n)及びロスシェア金額の算定対象(Cn、C0n)について、 運営業務開始時点ではバスターミナル運営等事業収入(除く維持管理・運営に係るサービス購入 料等)とし、利便増進事業の収入を含まない。	プロフィットシェア金額の算定対象(Rn、R0n)及びロスシェア金額の算定対象(Cn、C0n)について、 運営業務開始時点ではバスターミナル運営等事業収入とし、利便増進事業の収入を含まない。
55	(募集要項)資料3 基本協定書(国)(案)	—	—	表紙	令和7年1月	令和7年1月 (令和7年7月更新)
56	(募集要項)資料3 基本協定書(国)(案)	2	10	第1条2(13)	(13)「業務委託先」とは、各業務の全部又は一部を事業者から直接受託し又は請け負う構成企 業、協力企業をいう。	(13)「業務委託先」とは、各業務の全部又は一部を事業者から直接受託し又は請け負う構成企 業、協力企業等をいう。
57	(募集要項)資料3 基本協定書(国)(案)	5	19	第4条7	7 前各項の規定にかかわらず、代表企業を変更することはできない。	削除
58	(募集要項)資料3 基本協定書(国)(案) 別紙1 出資者保証書 の様式	2	11	出資者保証書 3	3 本基本協定第4条(株式の譲渡)第1項第1文に基づく国の事前の書面による承諾がある場合 若しくは同項ただし書きの場合を除き、当社らのうち代表企業である【代表企業名】(以下「代表企 業」という。))は、当該本議決権株式持分の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこ と。また、本事業(国)の事業期間中は、代表企業を変更しないこと。	3 本基本協定第4条(株式の譲渡)第1項第1文に基づく国の事前の書面による承諾がある場合 若しくは同項ただし書きの場合を除き、当社らのうち代表企業である【代表企業名】(以下「代表企 業」という。))は、当該本議決権株式持分の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこ と。
59	(募集要項)資料4 基本協定書(市)(案)	—	—	表紙	令和7年1月	令和7年1月 (令和7年7月更新)
60	(募集要項)資料4 基本協定書(市)(案)	2	11	第1条2(13)	(13)「業務委託先」とは、各業務の全部又は一部を事業者から直接受託し又は請け負う構成企業 及び協力企業をいう。	(13)「業務委託先」とは、各業務の全部又は一部を事業者から直接受託し又は請け負う構成企業 及び協力企業等をいう。
61	(募集要項)資料4 基本協定書(市)(案)	5	20	第4条7	7 前各項の規定にかかわらず、代表企業を変更することはできない。	削除
62	(募集要項)資料4 基本協定書(市)(案) 別紙1 出資者保証書 の様式	2	10	出資者保証書 3	3 本基本協定第4条(株式の譲渡)第1項第1文に基づく市の事前の書面による承諾がある場合 若しくは同項ただし書きの場合を除き、当社らのうち代表企業である【代表企業名】(以下「代表企 業」という。))は、当該本議決権株式持分の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこ と。また、本事業(市)の事業期間中は、代表企業を変更しないこと。	3 本基本協定第4条(株式の譲渡)第1項第1文に基づく市の事前の書面による承諾がある場合 若しくは同項ただし書きの場合を除き、当社らのうち代表企業である【代表企業名】(以下「代表企 業」という。))は、当該本議決権株式持分の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこ と。
63	(募集要項)資料5 要求水準書	—	—	表紙	要求水準書(案) 令和7年1月	要求水準書 令和7年1月 (令和7年7月更新)
64	(募集要項)資料5 要求水準書	—	—	— 目次 —	※添付資料12 再開発ビル(雲井5)実施設計図面 (12-1 意匠図、12-2 電気設備図、12-3 機械設備図、12-4 輸送設備図)	※添付資料12 再開発ビル(雲井5)実施設計図面 (12-1 意匠図、12-2 電気設備図、12-3 機械設備図、12-4 輸送設備図、12-5 C→A工事変更 図)
65	(募集要項)資料5 要求水準書	—	—	— 目次 —	※添付資料13 再開発ビル(雲井5)コンセプトゾーニング	※添付資料13-1 再開発ビル(雲井5)コンセプトゾーニング ※添付資料13-2 再開発ビル(雲井5)商環境デザイン資料
66	(募集要項)資料5 要求水準書	8	23	2.6.2..b.事業区域	なお、道路区域図内の凡例に示す赤線「C工事間仕切り等」は概ね位置が決まっている箇所であ り、事業者は位置を変更することができない。	なお、道路区域図内の凡例に示す赤線「C工事間仕切り等」は概ね位置が決まっている箇所であ り、事業者は内装整備条件として示す内容に合致する場合を除き原則として位置を変更するこ とができない。
67	(募集要項)資料5 要求水準書	18	26	5.1.2.内装整備の基本方針	具体的方針については、以降に示す。	具体的方針については、以降に示す。ただし、施工区分の変更に伴いC工事で対応できない内容 についてはこの限りではない。
68	(募集要項)資料5 要求水準書	19	14	5.1.3.1.(3)C工事に係る設備等 条件	その他、再開発ビル(雲井5)にて整備する項目等については、【添付資料4 設備C工事条件項目 表】を参照すること。また、今後の再開発ビル(雲井5)の工事進捗及び機器の発注納期に応じて、 一部C工事範囲を別途工事(A工事範囲)に移行する可能性がある。	その他、再開発ビル(雲井5)にて整備する項目等については、【添付資料4 設備C工事条件項目 表】を参照すること。
69	(募集要項)資料5 要求水準書	20	1	5.1.3.1.(3)a.建築(b)	(b)1階車路部に掲示・取付する物品については原則壁面及び天井面に固定するものとし、車路面 にアンカーを用いて固定することは原則認めない。	(b)1階車路部に掲示・取付する物品については原則壁面及び天井面に固定するものとし、車路面 にアンカーを用いて固定することは原則認めない。また、特定車両停留施設(誘導車路・操車場 所)に必要な有効高さ内には物品の配置は認めない。

No.	資料名	頁	行数	項目	訂正前	訂正後
70	(募集要項)資料5 要求水準書	20	6	5.1.3.1.(3)b.電気設備	(a)2、3階の各テナントエリアに供給する電気容量の上限は、電灯(100V):300VA/㎡、動力(200V):300VA/㎡程度とする。詳細については、【添付資料12-2 再開発ビル(雲井5)実施設計図面(電気設備図)】による。 (b)フロア間を貫通する配管・配線については、躯体開口図に示す床開口を活用すること。詳細仕様・範囲については、【添付資料12-2 再開発ビル(雲井5)実施設計図面(電気設備図)】を参照すること。別途、床スラブに開口を設ける場合は、再開発会社と協議の上、開口の可否を確認すること。	(a)2、3階の各テナントエリアに供給する電気容量の上限は、電灯(100V):300VA/㎡、動力(200V):300VA/㎡程度とする。詳細については、【添付資料12-2 再開発ビル(雲井5)実施設計図面(電気設備図)】および【添付資料12-5 再開発ビル(雲井5)実施設計図面(C→A工事変更図)】による。 (b)バスタエリアに設置する受変電設備はA工事にて設置するため、【添付資料12-5 再開発ビル(雲井5)実施設計図面(C→A工事変更図)】に記載の仕様を前提として、必要な盤類の計画を行い、配管配線ルートを決定すること。ただし、A工事の施工状況に応じて想定ルートの変更が生じる場合があるため、設計時に再開発会社と協議の上、最終決定すること。 (c)フロア間を貫通する配管・配線については、躯体開口図に示す床開口を活用すること。詳細仕様・範囲については、【添付資料12-2 再開発ビル(雲井5)実施設計図面(電気設備図)】および【添付資料12-5 再開発ビル(雲井5)実施設計図面(C→A工事変更図)】を参照すること。別途、床スラブに開口を設ける場合は、再開発会社と協議の上、開口の可否を確認すること。 (d)施設内に設置する什器備品への電源配線は原則天井及び壁面から敷設するものとし、A工事における床立上空配管の敷設は行わない。
71	(募集要項)資料5 要求水準書	20	21	5.1.3.1.(3)c.換気設備	(a)1階待合、2、3階待合、店舗系統におけるA工事設備としての のガラリ想定風量は給気:50,550m3/h、排気:47,800m3/hとする。 (b)1階特定車両用場所(国)の車路部分に関しては、空気中の一酸化炭素の占める割合が0.01%以下を保つように、第3種換気方式を想定して換気設備を設けること。 (c)1階特定車両用場所(国)車路系統におけるA工事設備としての のガラリ想定 風量は、バスロータリー及び車路排気を対象として34,700m3/hとする。 (d)2階、3階テナントエリアにおける厨房排気 の想定風量は、31,500m3/hとする。 (e) 1階待合、2、3階待合棟を対象とした外気処理空調機の想定風量は、49,800m3/hとする。 (f)フロア間を貫通するダクト・配管については、躯体開口図に示す床スラブ開口を利用すること。詳細仕様・範囲については、【添付資料12-3 再開発ビル(雲井5)実施設計図面(機械設備図)】を参照すること。別途、床スラブに開口を設ける場合は、再開発会社と協議の上、開口の可否を確認すること。	(a)1階待合、2、3階待合、店舗系統における 換気設備は、A工事設備として設置する。機器仕様の詳細は【添付資料12-5 再開発ビル(雲井5)実施設計図面(C→A工事変更図)】による。 (b)1階特定車両用場所(国)の車路部分に関しては、空気中の一酸化炭素の占める割合が0.01%以下を保つように、第3種換気方式を想定して換気設備を設けること。 (c)1階特定車両用場所(国)車路系統における 排気ファンはA工事設備として設置する。設計風量は、バスロータリー及び車路排気を対象として34,700m3/h、機外静圧500Paとする。 (d)2階、3階テナントエリアにおける厨房排気 ファンはA工事設備として設置する。設計風量は27,950m3/h、機外静圧800Paとする。 (e) バスタエリア内の想定エアフローに関しては、【添付資料12-5 再開発ビル(雲井5)実施設計図面(C→A工事変更図)】に示す。各機器及び想定ダクトサイズを踏まえて適切な換気計画を設定すること。 (f) 1階待合、2、3階待合棟を対象とした外気処理空調機の仕様については、設計風量49,800m3/h、機外静圧700Paとし、詳細は【添付資料12-5 再開発ビル(雲井5)実施設計図面(C→A工事変更図)】による。 (g)フロア間を貫通するダクト・配管については、躯体開口図に示す床スラブ開口を利用すること。詳細仕様・範囲については、【添付資料12-3 再開発ビル(雲井5)実施設計図面(機械設備図)】および【添付資料12-5 再開発ビル(雲井5)実施設計図面(C→A工事変更図)】を参照すること。別途、床スラブに開口を設ける場合は、再開発会社と協議の上、開口の可否を確認すること。
72	(募集要項)資料5 要求水準書	21	6	5.1.3.1.(3)d.空調設備(a)	(a)フロア間を貫通する配管については、躯体開口図に示す床スラブ開口を利用すること。詳細仕様・範囲については、【添付資料12-3 再開発ビル(雲井5)実施設計図面(機械設備図)】を参照すること。別途、床スラブに開口を設ける場合は、再開発会社と協議の上、開口の可否を確認すること。	(a)フロア間を貫通する配管については、躯体開口図に示す床スラブ開口を利用すること。詳細仕様・範囲については、【添付資料12-3 再開発ビル(雲井5)実施設計図面(機械設備図)】および【添付資料12-5 再開発ビル(雲井5)実施設計図面(C→A工事変更図)】を参照すること。別途、床スラブに開口を設ける場合は、再開発会社と協議の上、開口の可否を確認すること。
73	(募集要項)資料5 要求水準書	21	9	5.1.3.1.(3)e.中央監視制御設備	—	e. 中央監視制御設備 (a)バスタエリア内に設置する中央監視制御は、原則エリア内単独での設置とし、再開発ビル(雲井5)の防災センターでの監視項目については必要な信号線を接続できる計画とすること。
74	(募集要項)資料5 要求水準書	21	13	5.1.3.1.(3)f.給排水設備	e. 給排水設備	f. 給排水設備
75	(募集要項)資料5 要求水準書	21	21	5.1.3.1.(3).g.搬送設備	f. 搬送設備	g. 搬送設備
76	(募集要項)資料5 要求水準書	21	35	5.1.3.1.(5)a.建築確認申請(b)	(b)内装整備に伴う再開発ビル(雲井5)の計画変更手続きについて、【添付資料5 官製ベーシックプラン】をもとに令和7(2025)年7月から 実施予定である 。そのため、内装設計業務において、再開発ビル(雲井5)の計画変更を要する提案・設計は原則認めない。	(b)内装整備に伴う再開発ビル(雲井5)の計画変更手続き (資料作成等を含む) について、【添付資料5 官製ベーシックプラン】をもとに令和7(2025)年7月から 実施している 。そのため、内装設計業務において、再開発ビル(雲井5)の計画変更を要する提案・設計は原則認めない。
77	(募集要項)資料5 要求水準書	22	5	5.1.3.1.(5)a.建築確認申請(e)	(e)再開発ビル(雲井5)は確認申請において、避難安全検証法を実施しており「あらかじめ検討」を含めた大臣認定 の取得を予定している 。そのため、内装設計にあたっては、【添付資料9 再開発ビル(雲井5)避難安全検証(あらかじめ検討)チェックマニュアル案】に示す条件を遵守した施設計画とし、以下の項目についても留意すること。	(e)再開発ビル(雲井5)は確認申請において、避難安全検証法を実施しており「あらかじめ検討」を含めた大臣認定 を取得している 。そのため、内装設計にあたっては、【添付資料9 再開発ビル(雲井5)避難安全検証(あらかじめ検討)チェックマニュアル案】に示す条件を遵守した施設計画とし、以下の項目についても留意すること。
78	(募集要項)資料5 要求水準書	22	21	5.1.3.1.(6)旅客用場所(国)、 その他設備の整備方針	旅客用場所(国)、その他設備の整備方針は以下のとおりとする。	旅客用場所(国)、その他設備の整備方針は以下のとおりとする。 ただし、施工区分の変更に伴いC工事で対応できない内容についてはこの限りではない。
79	(募集要項)資料5 要求水準書	24	2	5.1.3.1.(7)特定車両用場所 (国)の整備方針	特定車両用場所(国)の整備方針は以下のとおりとする。	特定車両用場所(国)の整備方針は以下のとおりとする。 ただし、施工区分の変更に伴いC工事で対応できない内容についてはこの限りではない。
80	(募集要項)資料5 要求水準書	26	4	5.1.4.施設性能	本項に規定する事項は、原則、運営権設定対象施設(国)に限るものとする。	本項に規定する事項は、原則、運営権設定対象施設(国)に限るものとする。 ただし、施工区分の変更に伴いC工事で対応できない内容についてはこの限りではない。

No.	資料名	頁	行数	項目	訂正前	訂正後
81	(募集要項)資料5 要求水準書	26	7	5.1.4.1.(1)共通事項 (a)	(a)「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(最新版: 令和4年5月10日 国営建技第1号)」において、「特記による」とあるものについては、「総合的な検討を行い、国が監視等により確認できるものとする」と読み替える。	(a)「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(最新版: 令和7年5月12日 国営建技第1号)」において、「特記による」とあるものについては、「総合的な検討を行い、国が監視等により確認できるものとする」と読み替える。
82	(募集要項)資料5 要求水準書	26	28	5.1.4.1.(2)ゾーニング (h)	(h)各階において、その階の床仕上げ高さは、原則として同一とすること。ただし、事務室・設備室・テナントエリア内厨房部分及び条件が明示されている室については、この限りでない。	(h)各階において、その階の床仕上げ高さは、原則として同一とすること。ただし、事務室・ 運行管理室 ・設備室・テナントエリア内厨房部分及び条件が明示されている室については、この限りでない。
83	(募集要項)資料5 要求水準書	26	30	5.1.4.1.(2)ゾーニング (i)	(i)各室の天井高は、施設利用者が快適に過ごせる高さとする。	(i)各室の天井高は、 【添付資料9 再開発ビル(雲井5)避難安全検証(あらかじめ検討)チェックマニュアル案】に示す天井高さ以下、かつ 施設利用者が快適に過ごせる高さとする。
84	(募集要項)資料5 要求水準書	27	9	5.1.4.1.(4)a.共通	(b)内装仕上の色彩は、本施設(国)の機能にふさわしい色彩とすること。また、各室・スペースが空間的に同一となった場所は、空間の連続性を考慮し上位の仕上げに統一すること。 (c)同一空間内で同一部位に2種類以上の仕上げを使用する場合、切り替え部分に見切縁を設ける等、意匠性や機能性を考慮し適切に処理すること。	(b)内装計画にあたっては、 【添付資料13-2 再開発ビル(雲井5)商環境デザイン資料】に準拠し、ビル全体の意匠の統一を図ること。 (c)内装仕上の色彩は、本施設(国)の機能にふさわしい色彩とすること。また、各室・スペースが空間的に同一となった場所は、空間の連続性を考慮し上位の仕上げに統一すること。 (d)同一空間内で同一部位に2種類以上の仕上げを使用する場合、切り替え部分に見切縁を設ける等、意匠性や機能性を考慮し適切に処理すること。
85	(募集要項)資料5 要求水準書	28	11	5.1.4.1.(4)d.天井(e)	(e)バスパース部及び車寄せの車路 には 、施設利用者から 視認可能な範囲にルーパー天井等の設置等 、意匠上の配慮を行うこと。	(e)バスパース部及び車寄せの車路 は 、施設利用者から の見え方を考慮し 、意匠上の配慮を行うこと。
86	(募集要項)資料5 要求水準書	30	22	5.1.4.2.(1)バスパース・車寄せ・車路	(a)1階にバスパースA～E(5台)及び待機場(4台)を整備すること。 (b)路面標示、縁石・車止めの設置、衝突防止(コーナーガード・カーブミラー等)の安全対策施設、案内標識等の設置を行うこと。なお、路面標示については所轄の警察署と国が事前に協議を行うため、事業者は協議に向けて協力すること。 (c) 舗装は、通行する車両の種類に応じて適切な舗装仕上げとし、沈下、不陸及び段差等が生じない構造とすること。なお、側溝の蓋等を設置する場合には、耐荷重性能等が適切な計画とすること。 (d)車路への吹き込みによる地下部分への雨水の侵入を防ぐとともに、ゲリラ豪雨による浸水についても考慮すること。また、地下部分に漏水がないようにすること。 (e) 適切な排水性能が確保できる構造とし、再開発ビル(雲井5)の排水計画と整合を図ること。	(a)1階にバスパースA～E(5台)及び待機場(4台)を整備すること。 (b)路面標示、縁石・車止めの設置、衝突防止(コーナーガード・カーブミラー等)の安全対策施設、案内標識等の設置を行うこと。なお、路面標示については所轄の警察署と国が事前に協議を行うため、事業者は協議に向けて協力すること。 (c)車路への吹き込みによる地下部分への雨水の侵入を防ぐとともに、ゲリラ豪雨による浸水についても考慮すること。また、地下部分に漏水がないようにすること。
87	(募集要項)資料5 要求水準書	30	27	5.1.4.3.(1)a.共通事項	(a)「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版: 令和4年5月10日 国営設第29号)」において「特記による」とあるものについては、「総合的な検討を行い、国が監視等により確認できるものとする」と読み替える。 (b) 使用する電線・ケーブル類は盤内を含めて、EM電線・EMケーブルを採用すること(盤内の高圧KIP電線を除く)。 電気設備における配線接続点の仕舞は、一般ケーブルを想定したものである。 なお、EM電線・EMケーブルを採用する箇所、使用環境や負荷状況によりシュリンクバック現象の発生が予測される箇所については、対策品等を採用すること。	(a)「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版: 令和7年5月12日 国営設第25号)」において「特記による」とあるものについては、「総合的な検討を行い、国が監視等により確認できるものとする」と読み替える。 (b)電気設備における配線接続点の仕舞は、一般ケーブルを想定したものである。
88	(募集要項)資料5 要求水準書	31	18	5.1.4.3.(1)c.動力設備(a)	(a)防火区画や用途区分を形成するシャッターはA工事(建築工事)にて設置し、A工事の感知器にて降下するものとする。ただし巻き上げは、 電動シャッターを設置しても 、バスターミナル専用高圧受変電設備から電源供給するものとする。	(a)防火区画や用途区分を形成するシャッターはA工事(建築工事)にて設置し、A工事の感知器にて降下するものとする。ただし巻き上げは、バスターミナル専用高圧受変電設備から電源供給するものとする。
89	(募集要項)資料5 要求水準書	31	23	5.1.4.3.(1)d.受変電設備(b)	(b)電気室は3階バスターミナル専有部分(国)内の室内北側に配置し、5階の特高受変電設備より高圧6.6kV×2回線にて電力供給を受ける。 高圧受変電設備(最大容量は500kVA)はモールド型とする。 メンテナンスに必要なスペースや電気容量の増設に対応可能なスペースも考慮して、 必要な規模を確保するとともに 、搬出入経路にも配慮すること。	(b)電気室は3階バスターミナル専有部分(国)内の室内北側に配置し、5階の特高受変電設備より高圧6.6kV×2回線にて電力供給を受ける。 受変電設備はA工事において設置するものとし、詳細は【添付資料12-5 再開発ビル(雲井5)実施設計図面(C→A工事変更図)】による。 電気室への追加の機器配置においては、メンテナンスに必要なスペースや電気容量の増設に対応可能なスペースも考慮し、 将来的な機器更新時の 搬出入経路にも配慮すること。
90	(募集要項)資料5 要求水準書	32	9	5.1.4.3.(1)f.電話・LAN設備(b)	(b)電線共同溝から MDF室まで NTTのメタル回線と 光回線用管路を整備しているため 、その他回線を要する場合は別途通信業者にて引込調整を行うこと。	(b)電線共同溝から バスタ用主端子盤までの NTTのメタル回線と PD盤想定位置まで光回線用管路を整備しているため 、その他回線を要する場合は別途通信業者にて引込調整を行うこと。
91	(募集要項)資料5 要求水準書	33	6	5.1.4.3.(2)a.共通事項(a)	(a)機材及び施工については、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新版: 令和4年5月10日 国営設第29号)」(以下「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」という。)の該当部分を参照する。なお「特記による」とあるものについては、「総合的な検討を行い、国が監視等により確認できるものとする」と読み替える。	(a)機材及び施工については、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新版: 令和7年5月12日 国営設第25号)」(以下「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」という。)の該当部分を参照する。なお「特記による」とあるものについては、「総合的な検討を行い、国が監視等により確認できるものとする」と読み替える。
92	(募集要項)資料5 要求水準書	33	21	5.1.4.3.(2)a.共通事項(g)	(g)原則として、使用する電線・ケーブル類は、EM電線・EMケーブルを採用すること。 なお、EM電線・EMケーブルを採用する箇所、使用環境や負荷状況によりシュリンクバック現象の発生が予測される箇所については、対策品等を採用すること。 (h)給排水、空調配管、ガス配管等は、再開発ビル(雲井5)全体の設備系統の一部として構成されることを想定し、 ビルからの供給端(バルブ等)を本事業(国)区画内の最寄り位置にA工事として設置する。供給端以降の各設備敷設を本事業(国)所掌とする。	(g)給排水、空調配管、ガス配管等は、再開発ビル(雲井5)全体の設備系統の一部として構成されることを想定し、 官製ベーシックプランに記載の各エリアまでの突き出しをA工事として設置する。詳細の区分は【添付資料3 設計・施工工事区分表】による。

No.	資料名	頁	行数	項目	訂正前	訂正後
93	(募集要項)資料5 要求水準書	33	33	5.1.4.3.(2)c.換気設備	(b)給排気ガラリについてはA工事として設置する。以降の 各設備敷設を本事業(国)所掌とする 。 (c)飲食店舗を計画する場合の厨房排気設備系統は、排気装置の設置場所、排気の解放場所、排気ダクト敷設場所等について再開発ビル(雲井5)の指定する共用エリアを使用 すること 。	(b)給排気ガラリについてはA工事として設置する。以降の 詳細な区分は【添付資料3 設計・施工工事区分表】による 。 (c)飲食店舗を計画する場合の厨房排気設備系統は、排気装置の設置場所、排気の解放場所、排気ダクト敷設場所等について再開発ビル(雲井5)の指定する共用エリアを使用 し、A工事での施工を予定している 。
94	(募集要項)資料5 要求水準書	34	22	5.1.4.3.(2)g.給湯設備◎	—	(c)3階空調機械室にガス給湯器設置用基礎をA工事において設置する。
95	(募集要項)資料5 要求水準書	55	29	5.3.2.9.b.要求水準	①事業者は、経常修繕を含めた運営・維持管理期間開始から終了までの期間中の全ての修繕計画について、長期修繕計画書(案)として作成し、国の承認を得ること。また、本施設(国)の機能及び性能を適切に維持し、ライフサイクルコストの低減を図り、時代の変化に応じた技術水準を保つため、長期修繕計画を必要に応じて見直すこと。なお、本施設(国)においては、原則、事業期間中に大規模修繕は発生しない想定である。ただし、事業者が提出する本施設(国)の長期修繕計画案を踏まえ、国が必要であると判断した大規模修繕は、事業対象外として国が実施する。 ②施設管理・資産管理を適切に行うため、建築物台帳・設備台帳(以下「施設台帳」という。)を電子媒体で管理すること。また、施設内の正確な情報を把握し、関連する各業務の合理化を図れるよう、完成図面を適切に管理すること。 ③運営・維持管理期間終了4年前までに、施設の状況についてチェック・評価し、運営・維持管理期間中の修繕履歴及び施設等の消耗具合を具体的に示した「建物等診断報告書」並びに事業終了後に国が行う修繕の必要な箇所及びその後の長期修繕計画についての「次期修繕提案書(案)」を国に提出し、引き渡しについて国と協議を始めること。また、運営・維持管理期間終了1年前に、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて国に提出すること。なお、「次期修繕提案書」は、対象物の耐用年数、消耗度等に照らし、各部分の修繕時期、概算経費等を示すものとする。	①事業者は、経常修繕を含めた運営・維持管理期間開始から終了までの期間中の全ての修繕計画について、長期修繕計画書(案)として作成し、国の承認を得ること。また、本施設(国)の機能及び性能を適切に維持し、ライフサイクルコストの低減を図り、時代の変化に応じた技術水準を保つため、長期修繕計画を必要に応じて見直すこと。更新周期については、一般的な耐用年数に加え、長期的な耐久性を確保するための維持管理業務を行った場合の製品寿命を考慮して設定すること。 ②計画策定にあたっては、①で設定した更新周期における修繕を含め、全面的に行う修繕を大規模修繕として区分することを原則とする。更新周期を迎えるまでに不具合や故障が起きた際に行う部分的な修繕を経常修繕として区分する。ただし、経常修繕業務において対応しがたい規模の経常修繕が発生した場合は、国と協議すること。なお、本施設(国)においては、原則、事業期間中に大規模修繕は発生しない想定である。ただし、事業者が提出する本施設(国)の長期修繕計画案を踏まえ、国が必要であると判断した大規模修繕は、事業対象外として国が実施する。実施にあたっては、発生時期の2年前を目途に、国から事業者への意見聴取を行う。また、長期修繕計画において予定していた以外の大規模修繕が発生する場合、発生時期の2年前までを目途に、事業者から国に申し出ること。 ③施設管理・資産管理を適切に行うため、建築物台帳・設備台帳(以下「施設台帳」という。)を電子媒体で管理すること。また、施設内の正確な情報を把握し、関連する各業務の合理化を図れるよう、完成図面を適切に管理すること。 ④運営・維持管理期間終了4年前までに、施設の状況についてチェック・評価し、運営・維持管理期間中の修繕履歴及び施設等の消耗具合を具体的に示した「建物等診断報告書」並びに事業終了後に国が行う修繕の必要な箇所及びその後の長期修繕計画についての「次期修繕提案書(案)」を国に提出し、引き渡しについて国と協議を始めること。また、運営・維持管理期間終了1年前に、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて国に提出すること。なお、「次期修繕提案書」は、対象物の耐用年数、消耗度等に照らし、各部分の修繕時期、概算経費等を示すものとする。
96	(募集要項)資料5 要求水準書	64	28	5.5.4.その他留意点	①事業者は、利便施設(国)の設置にあたり、【添付資料13 再開発ビル(雲井5)コンセプトゾーニング】及び【添付資料14 再開発ビル(雲井5)権利床・保留床概要】を参考に導入機能やコンセプトを検討するなど、再開発ビル(雲井5)と一体の施設として相乗効果が発揮されるように留意すること。	①事業者は、利便施設(国)の設置にあたり、【添付資料13-1 再開発ビル(雲井5)コンセプトゾーニング】及び【添付資料14 再開発ビル(雲井5)権利床・保留床概要】を参考に導入機能やコンセプトを検討するなど、再開発ビル(雲井5)と一体の施設として相乗効果が発揮されるように留意すること。
97	(募集要項)資料5 要求水準書	73	28	6.2.2.9.b.要求水準	①事業者は、経常修繕を含めた運営・維持管理期間開始から終了までの期間中の全ての修繕計画について、【添付資料24 三宮バスターミナル保全計画書】を参考に長期修繕計画書(案)を作成し、市の承認を得ること。また、本施設(市)の機能及び性能を適切に維持し、ライフサイクルコストの低減を図り、時代の変化に応じた技術水準を保つため、長期修繕計画を必要に応じて見直すこと。なお、市の作成した三宮バスターミナル保全計画に記載する大規模修繕については、市が実施する。また、事業者が提出する本施設(市)の長期修繕計画案を踏まえ、市が必要であると判断した大規模修繕は、事業対象外として市が実施する。詳細は【添付資料24 三宮バスターミナル保全計画書】を参照すること。 ②施設管理・資産管理を適切に行うため、施設台帳を電子媒体で管理すること。また、施設内の正確な情報を把握し、関連する各業務の合理化を図れるよう、完成図面を適切に管理すること。 ③運営・維持管理期間終了4年前までに、施設の状況についてチェック・評価し、運営・維持管理期間中の修繕履歴及び施設等の消耗具合を具体的に示した「建物等診断報告書」並びに事業終了後に市が行う修繕の必要な箇所及びその後の長期修繕計画についての「次期修繕提案書(案)」を市に提出し、引き渡しについて市と協議を始めること。また、運営・維持管理期間終了1年前に、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて市に提出すること。なお、「次期修繕提案書」は、対象物の耐用年数、消耗度等に照らし、各部分の修繕時期、概算経費等を示すものとする。	①事業者は、経常修繕を含めた運営・維持管理期間開始から終了までの期間中の全ての修繕計画について、【添付資料24 三宮バスターミナル保全計画書】を参考に長期修繕計画書(案)を作成し、市の承認を得ること。また、本施設(市)の機能及び性能を適切に維持し、ライフサイクルコストの低減を図り、時代の変化に応じた技術水準を保つため、長期修繕計画を必要に応じて見直すこと。更新周期については、一般的な耐用年数に加え、長期的な耐久性を確保するための維持管理業務を行った場合の製品寿命を考慮して設定すること。 ②計画策定にあたっては、①で設定した更新周期における修繕を含め、全面的に行う修繕を大規模修繕として区分することを原則とする。更新周期を迎えるまでに不具合や故障が起きた際に行う部分的な修繕を経常修繕として区分する。ただし、経常修繕業務において対応しがたい規模の経常修繕が発生した場合は、市と協議すること。なお、市の作成した三宮バスターミナル保全計画に記載する大規模修繕については、市が実施する。また、事業者が提出する本施設(市)の長期修繕計画案を踏まえ、市が必要であると判断した大規模修繕は、事業対象外として市が実施する。実施にあたっては、発生時期の2年前を目途に、市から事業者への意見聴取を行う。また、長期修繕計画において予定していた以外の大規模修繕が発生する場合、発生時期の2年前までを目途に、事業者から市に申し出ること。詳細は【添付資料24 三宮バスターミナル保全計画書】を参照すること。 ③施設管理・資産管理を適切に行うため、施設台帳を電子媒体で管理すること。また、施設内の正確な情報を把握し、関連する各業務の合理化を図れるよう、完成図面を適切に管理すること。 ④運営・維持管理期間終了4年前までに、施設の状況についてチェック・評価し、運営・維持管理期間中の修繕履歴及び施設等の消耗具合を具体的に示した「建物等診断報告書」並びに事業終了後に市が行う修繕の必要な箇所及びその後の長期修繕計画についての「次期修繕提案書(案)」を市に提出し、引き渡しについて市と協議を始めること。また、運営・維持管理期間終了1年前に、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて市に提出すること。なお、「次期修繕提案書」は、対象物の耐用年数、消耗度等に照らし、各部分の修繕時期、概算経費等を示すものとする。

No.	資料名	頁	行数	項目	訂正前	訂正後																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
98	(募集要項)資料5 要求水準書 添付資料2、3、4、5、8、 9、10、11、12-5、13-1、 13-2	—	—	—	※守秘義務対象資料のため、非公表。様式1「守秘義務の遵守に関する誓約書」、様式2「守秘義務対象資料提供申込書」、必要に応じて様式3「第二次被開示者への資料開示通知書」を提出した希望者のみに開示する。	※守秘義務対象資料のため、非公表。様式1「守秘義務の遵守に関する誓約書」、様式2「守秘義務対象資料提供申込書」、必要に応じて様式3「第二次被開示者への資料開示通知書」を提出した希望者のみに開示する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
99	(募集要項)資料5 要求水準書 添付資料18	—	—	資産の整備区分・財産区分・ 管理区分表(国)	<table><tr><th colspan="10">【資産の整備区分・財産区分・管理区分表(国)】</th></tr><tr><th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">細目</th><th rowspan="2">設置層</th><th rowspan="2">法的位置づけ</th><th colspan="2">整備区分</th><th rowspan="2">財産区分</th><th colspan="3">管理区分</th></tr><tr><th>施工</th><th>費用負担</th><th>維持</th><th colspan="2">運用費設定</th></tr><tr><td rowspan="4">EVホール</td><td>床</td><td>B 2F</td><td>道路付属物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>舗装、白線、道路標示</td><td>B 2F</td><td>道路付属物</td><td>ビル/民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>車止め</td><td>B 2F</td><td>道路付属物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>カーブミラー</td><td>1層</td><td>道路付属物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">乗降場</td><td>床</td><td>1層</td><td>道路付属物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>サイン(標識)</td><td>1層</td><td>道路付属物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>ホームドア</td><td>1層</td><td>道路付属物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>支柱</td><td>1層</td><td>道路付属物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">安全設備</td><td>横断防止柵</td><td>1層</td><td>道路付属物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>照明灯</td><td>B 2F、1層</td><td>道路付属物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">機械設備</td><td>バス監視設備(カメラ)</td><td>1層</td><td>道路占用物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>業務放送(ラジオ、テレビ、ビデオ、インターネット、マイク等)</td><td>1層、2層、3層</td><td>道路付属物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>設備監視(カメラ)</td><td>B 2F、1層、2層、3層</td><td>道路付属物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>エスカレーター(A)</td><td>1層→3層</td><td>道路付属物</td><td>ビル</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td rowspan="14">基幹設備</td><td>エレベーター</td><td>B 2F→3層</td><td>道路付属物</td><td>ビル</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>事務室</td><td>3層</td><td>道路付属物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>運行管理室</td><td>2層、3層</td><td>道路付属物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>便所</td><td>1層、3層</td><td>道路付属物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>換気空調(空調除く)</td><td>1層、2層、3層</td><td>道路付属物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>換気空調(空調)</td><td>3層</td><td>道路占用物</td><td>民</td><td>民</td><td>民</td><td>民</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>防災設備</td><td>B 2F、1層、2層、3層</td><td>—</td><td>ビル</td><td>ビル</td><td>ビル</td><td>ビル</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>電気室</td><td>3層</td><td>道路付属物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>通信機器設備</td><td>1層、2層</td><td>道路付属物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>バス監視設備(カメラ)</td><td>1層</td><td>道路付属物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>待合機室・案内所・乗車待機元所</td><td>2層、3層</td><td>道路付属物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr></table>	【資産の整備区分・財産区分・管理区分表(国)】										項目	細目	設置層	法的位置づけ	整備区分		財産区分	管理区分			施工	費用負担	維持	運用費設定		EVホール	床	B 2F	道路付属物	民	国	国	民	○		舗装、白線、道路標示	B 2F	道路付属物	ビル/民	国	国	民	○		車止め	B 2F	道路付属物	民	国	国	民	○		カーブミラー	1層	道路付属物	民	国	国	民	○		乗降場	床	1層	道路付属物	民	国	国	民	○		サイン(標識)	1層	道路付属物	民	国	国	民	○		ホームドア	1層	道路付属物	民	国	国	民	○		支柱	1層	道路付属物	民	国	国	民	○		安全設備	横断防止柵	1層	道路付属物	民	国	国	民	○		照明灯	B 2F、1層	道路付属物	民	国	国	民	○		機械設備	バス監視設備(カメラ)	1層	道路占用物	民	国	国	民	—		業務放送(ラジオ、テレビ、ビデオ、インターネット、マイク等)	1層、2層、3層	道路付属物	民	国	国	民	○		設備監視(カメラ)	B 2F、1層、2層、3層	道路付属物	民	国	国	民	○		エスカレーター(A)	1層→3層	道路付属物	ビル	国	国	民	○		基幹設備	エレベーター	B 2F→3層	道路付属物	ビル	国	国	民	○		事務室	3層	道路付属物	民	国	国	民	○		運行管理室	2層、3層	道路付属物	民	国	国	民	○		便所	1層、3層	道路付属物	民	国	国	民	○		換気空調(空調除く)	1層、2層、3層	道路付属物	民	国	国	民	○		換気空調(空調)	3層	道路占用物	民	民	民	民	—		防災設備	B 2F、1層、2層、3層	—	ビル	ビル	ビル	ビル	—		電気室	3層	道路付属物	民	国	国	民	○		通信機器設備	1層、2層	道路付属物	民	国	国	民	○		バス監視設備(カメラ)	1層	道路付属物	民	国	国	民	○		待合機室・案内所・乗車待機元所	2層、3層	道路付属物	民	国	国	民	○		<table><tr><th colspan="10">【資産の整備区分・財産区分・管理区分表(国)】</th></tr><tr><th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">細目</th><th rowspan="2">設置層</th><th rowspan="2">法的位置づけ</th><th colspan="2">整備区分</th><th rowspan="2">財産区分</th><th colspan="3">管理区分</th></tr><tr><th>施工</th><th>費用負担</th><th>維持</th><th colspan="2">運用費設定</th></tr><tr><td rowspan="4">EVホール</td><td>床</td><td>B 2F</td><td>道路付属物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>舗装、白線、道路標示</td><td>B 2F、<u>1層</u></td><td>道路付属物</td><td>ビル/民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>車止め</td><td>B 2F</td><td>道路付属物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>カーブミラー</td><td>1層</td><td>道路付属物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">乗降場</td><td>床</td><td>1層</td><td>道路付属物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>サイン(標識)</td><td>1層</td><td>道路付属物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>ホームドア</td><td>1層</td><td>道路付属物</td><td><u>ビル</u></td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>支柱</td><td>1層</td><td>道路付属物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">安全設備</td><td>横断防止柵</td><td>1層</td><td>道路付属物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>照明灯</td><td>B 2F、1層</td><td>道路付属物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">機械設備</td><td>バス監視設備(カメラ)</td><td>1層</td><td>道路占用物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>業務放送(ラジオ、テレビ、ビデオ、インターネット、マイク等)</td><td>1層、2層、3層</td><td>道路付属物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>設備監視(カメラ)</td><td>B 2F、1層、2層、3層</td><td>道路付属物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>エスカレーター(A)</td><td>1層→3層</td><td>道路付属物</td><td>ビル</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td rowspan="14">基幹設備</td><td>エレベーター</td><td>B 2F→3層</td><td>道路付属物</td><td>ビル</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>事務室</td><td>3層</td><td>道路付属物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>運行管理室</td><td>2層、3層</td><td>道路付属物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>便所</td><td>1層、3層</td><td>道路付属物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>換気空調(空調除く)</td><td>1層、2層、3層</td><td>道路付属物</td><td><u>ビル/民</u></td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>換気空調(空調)</td><td>3層</td><td>道路占用物</td><td>民</td><td>民</td><td>民</td><td>民</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>防災設備</td><td>B 2F、1層、2層、3層</td><td>—</td><td>ビル</td><td>ビル</td><td>ビル</td><td>ビル</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>電気室</td><td>3層</td><td>道路付属物</td><td><u>ビル/民</u></td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>通信機器設備</td><td>1層、2層</td><td>道路付属物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>バス監視設備(カメラ)</td><td>1層</td><td>道路付属物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>待合機室・案内所・乗車待機元所</td><td>2層、3層</td><td>道路付属物</td><td>民</td><td>国</td><td>国</td><td>民</td><td>○</td><td></td></tr></table>	【資産の整備区分・財産区分・管理区分表(国)】										項目	細目	設置層	法的位置づけ	整備区分		財産区分	管理区分			施工	費用負担	維持	運用費設定		EVホール	床	B 2F	道路付属物	民	国	国	民	○		舗装、白線、道路標示	B 2F、 <u>1層</u>	道路付属物	ビル/民	国	国	民	○		車止め	B 2F	道路付属物	民	国	国	民	○		カーブミラー	1層	道路付属物	民	国	国	民	○		乗降場	床	1層	道路付属物	民	国	国	民	○		サイン(標識)	1層	道路付属物	民	国	国	民	○		ホームドア	1層	道路付属物	<u>ビル</u>	国	国	民	○		支柱	1層	道路付属物	民	国	国	民	○		安全設備	横断防止柵	1層	道路付属物	民	国	国	民	○		照明灯	B 2F、1層	道路付属物	民	国	国	民	○		機械設備	バス監視設備(カメラ)	1層	道路占用物	民	国	国	民	—		業務放送(ラジオ、テレビ、ビデオ、インターネット、マイク等)	1層、2層、3層	道路付属物	民	国	国	民	○		設備監視(カメラ)	B 2F、1層、2層、3層	道路付属物	民	国	国	民	○		エスカレーター(A)	1層→3層	道路付属物	ビル	国	国	民	○		基幹設備	エレベーター	B 2F→3層	道路付属物	ビル	国	国	民	○		事務室	3層	道路付属物	民	国	国	民	○		運行管理室	2層、3層	道路付属物	民	国	国	民	○		便所	1層、3層	道路付属物	民	国	国	民	○		換気空調(空調除く)	1層、2層、3層	道路付属物	<u>ビル/民</u>	国	国	民	○		換気空調(空調)	3層	道路占用物	民	民	民	民	—		防災設備	B 2F、1層、2層、3層	—	ビル	ビル	ビル	ビル	—		電気室	3層	道路付属物	<u>ビル/民</u>	国	国	民	○		通信機器設備	1層、2層	道路付属物	民	国	国	民	○		バス監視設備(カメラ)	1層	道路付属物	民	国	国	民	○		待合機室・案内所・乗車待機元所	2層、3層	道路付属物	民	国	国	民	○	
【資産の整備区分・財産区分・管理区分表(国)】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
項目	細目	設置層	法的位置づけ	整備区分		財産区分	管理区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
				施工	費用負担		維持	運用費設定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
EVホール	床	B 2F	道路付属物	民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	舗装、白線、道路標示	B 2F	道路付属物	ビル/民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	車止め	B 2F	道路付属物	民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	カーブミラー	1層	道路付属物	民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
乗降場	床	1層	道路付属物	民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	サイン(標識)	1層	道路付属物	民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	ホームドア	1層	道路付属物	民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	支柱	1層	道路付属物	民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
安全設備	横断防止柵	1層	道路付属物	民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	照明灯	B 2F、1層	道路付属物	民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
機械設備	バス監視設備(カメラ)	1層	道路占用物	民	国	国	民	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	業務放送(ラジオ、テレビ、ビデオ、インターネット、マイク等)	1層、2層、3層	道路付属物	民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	設備監視(カメラ)	B 2F、1層、2層、3層	道路付属物	民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	エスカレーター(A)	1層→3層	道路付属物	ビル	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
基幹設備	エレベーター	B 2F→3層	道路付属物	ビル	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	事務室	3層	道路付属物	民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	運行管理室	2層、3層	道路付属物	民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	便所	1層、3層	道路付属物	民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	換気空調(空調除く)	1層、2層、3層	道路付属物	民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	換気空調(空調)	3層	道路占用物	民	民	民	民	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	防災設備	B 2F、1層、2層、3層	—	ビル	ビル	ビル	ビル	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	電気室	3層	道路付属物	民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	通信機器設備	1層、2層	道路付属物	民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	バス監視設備(カメラ)	1層	道路付属物	民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	待合機室・案内所・乗車待機元所	2層、3層	道路付属物	民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	【資産の整備区分・財産区分・管理区分表(国)】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	項目	細目	設置層	法的位置づけ	整備区分		財産区分	管理区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
					施工	費用負担		維持	運用費設定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
EVホール	床	B 2F	道路付属物	民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	舗装、白線、道路標示	B 2F、 <u>1層</u>	道路付属物	ビル/民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	車止め	B 2F	道路付属物	民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	カーブミラー	1層	道路付属物	民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
乗降場	床	1層	道路付属物	民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	サイン(標識)	1層	道路付属物	民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	ホームドア	1層	道路付属物	<u>ビル</u>	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	支柱	1層	道路付属物	民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
安全設備	横断防止柵	1層	道路付属物	民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	照明灯	B 2F、1層	道路付属物	民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
機械設備	バス監視設備(カメラ)	1層	道路占用物	民	国	国	民	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	業務放送(ラジオ、テレビ、ビデオ、インターネット、マイク等)	1層、2層、3層	道路付属物	民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	設備監視(カメラ)	B 2F、1層、2層、3層	道路付属物	民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	エスカレーター(A)	1層→3層	道路付属物	ビル	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
基幹設備	エレベーター	B 2F→3層	道路付属物	ビル	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	事務室	3層	道路付属物	民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	運行管理室	2層、3層	道路付属物	民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	便所	1層、3層	道路付属物	民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	換気空調(空調除く)	1層、2層、3層	道路付属物	<u>ビル/民</u>	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	換気空調(空調)	3層	道路占用物	民	民	民	民	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	防災設備	B 2F、1層、2層、3層	—	ビル	ビル	ビル	ビル	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	電気室	3層	道路付属物	<u>ビル/民</u>	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	通信機器設備	1層、2層	道路付属物	民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	バス監視設備(カメラ)	1層	道路付属物	民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	待合機室・案内所・乗車待機元所	2層、3層	道路付属物	民	国	国	民	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	100	(募集要項)資料6 様式集及び記載要領 様式 (Word)	—	—	表紙	令和7年1月	令和7年1月 (令和7年7月更新)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	101	(募集要項)資料6 様式集及び記載要領 様式 (Word)	—	—	様式1、2、3、4、7、9、11－ ①、11－②、22、24、25、27、 28、29	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 長谷川 朋弘 殿	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 齋藤 博之 殿																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	102	(募集要項)資料6 様式集及び記載要領 様式 (Word)	35	—	(様式18－①)配置予定の工事監理者の資格・工事監理業務の実績等	(ウ)工事監理者は1名とするが、各監理主任技術者のそれぞれについて複数名とすることは支障ない。なお、工事監理者と各監理主任技術者の兼務は認めるが、各監理主任技術者間の兼務は認めない。	(ウ)工事監理者は1名とするが、各監理主任技術者のそれぞれについて複数名とすることは支障ない。なお、工事監理者と各監理主任技術者の兼務及び各監理主任技術者間の兼務を認める。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
103	(募集要項)資料6 様式集及び記載要領 様式 (Word)	37	—	(様式18－②)配置予定の建築監理主任技術者の資格・工事監理業務の実績等	(ウ)工事監理者は1名とするが、各監理主任技術者のそれぞれについて複数名とすることは支障ない。なお、工事監理者と各監理主任技術者の兼務は認めるが、各監理主任技術者間の兼務は認めない。	(ウ)工事監理者は1名とするが、各監理主任技術者のそれぞれについて複数名とすることは支障ない。なお、工事監理者と各監理主任技術者の兼務及び各監理主任技術者間の兼務を認める。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
104	(募集要項)資料6 様式集及び記載要領 様式 (Word)	39	—	(様式18－③)配置予定の電気設備監理主任技術者の資格・工事監理業務の実績等	(ウ)工事監理者は1名とするが、各監理主任技術者のそれぞれについて複数名とすることは支障ない。なお、工事監理者と各監理主任技術者の兼務は認めるが、各監理主任技術者間の兼務は認めない。	(ウ)工事監理者は1名とするが、各監理主任技術者のそれぞれについて複数名とすることは支障ない。なお、工事監理者と各監理主任技術者の兼務及び各監理主任技術者間の兼務を認める。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
105	(募集要項)資料6 様式集及び記載要領 様式 (Word)	41	—	(様式18－④)配置予定の機械設備監理主任技術者の資格・工事監理業務の実績等	(ウ)工事監理者は1名とするが、各監理主任技術者のそれぞれについて複数名とすることは支障ない。なお、工事監理者と各監理主任技術者の兼務は認めるが、各監理主任技術者間の兼務は認めない。	(ウ)工事監理者は1名とするが、各監理主任技術者のそれぞれについて複数名とすることは支障ない。なお、工事監理者と各監理主任技術者の兼務及び各監理主任技術者間の兼務を認める。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
106	(募集要項)資料6 様式集及び記載要領 様式 (EXCEL)	—	—	(様式26-2-A)初期投資計画 (1)内装整備費等	その他内装整備に関する初期投資と認められる費用	その他内装整備に関する初期投資と認められる費用※4 ※4 運営開始前の準備業務として発生する費用(人件費、光熱水費等)の2分の1を計上すること。残りの2分の1は「様式26-2-D資金収支計画」及び「様式26-2-G 費用明細」に計上すること。また、別紙を追加して算定根拠を記載すること(様式は自由とする)。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

No.	資料名	頁	行数	項目	訂正前	訂正後
107	(募集要項)資料6 様式集及び記載要領 様式 (EXCEL)	—	—	(様式26-2-A)初期投資計画 (2)三宮バスターミナルへの 初期投資	〇〇〇※ 4 ※ 4 三宮バスターミナルに関する初期投資を計画している場合は記入すること。なお、初期投資に 対して市は負担しない。 なお、三宮バスターミナル敷地内に設置する運行情報提供設備及びバス管制設備機器に係る費 用は市が本事業とは別に発注するため、上記には記載しないこと。	〇〇〇※ 5 ※ 5 三宮バスターミナルに関する初期投資を計画している場合は記入すること。なお、初期投資に 対して市は負担しない。 なお、三宮バスターミナル敷地内に設置する運行情報提供設備及びバス管制設備機器に係る費 用は市が本事業とは別に発注するため、上記には記載しないこと。
108	(募集要項)資料6 様式集及び記載要領 様式 (EXCEL)	—	—	(様式26-2-D)資金収支計画 (1)SPCの損益計算書	準備業務費	準備業務費※ 1 ※ 1 準備業務費は、運営開始前の準備業務として発生する費用(人件費、光熱水費等)の2分の1 を計上すること。
109	(募集要項)資料6 様式集及び記載要領 様式 (EXCEL)	—	—	(様式26-2-G)費用明細 (1)バスターミナル運営等事 業費	準備業務費	準備業務費※ 1 ※ 1 準備業務費は、「様式26-2-A 初期投資計画」及び算定根拠を記載した別紙との整合を確保 すること(運営開始前の準備業務として発生する費用(人件費、光熱水費等)の2分の1を計上する こと。)。
110	(募集要項)資料6 様式集及び記載要領 様式 (EXCEL)	—	—	(様式26-2-G)費用明細 (1)バスターミナル運営等事 業費	三宮バスターミナル関連雑支出※ 1	〇〇〇
111	(募集要項)資料6 様式集及び記載要領 様式 (EXCEL)	—	—	(様式26-2-G)費用明細 (1)バスターミナル運営等事 業費	※ 1 現在三宮バスターミナルを運営している三宮バスターミナル協議会が支出している施設使用 料や道路占用料(9番降車場)等の費用。詳細は、守秘義務対象資料(添付資料29)を参照するこ と。	削除
112	(募集要項)資料8 バス管制システムの運 用に関する協定書(案)	3	6	—	近畿地方整備局長 長谷川 朋弘	近畿地方整備局長 齋藤 博之